

『虹と緑』第9回政策研究会



と き 2月7日(土)～8日(日)

午後1時～

ところ 尼崎労働福祉会館

講演 「安全保障論」

来栖 薫子さん(大阪大)

(講演は8日です)

『虹と緑』臨時総会

2月7日(土) 午後4時～

2004年にむかって

「虹と緑」共同代表 松谷 清

2004年は、地方政治にとっても、緑の政治にとっても、大きな正念場。2期目に入った虹と緑の新たな飛躍は、ヤンググリーンの活躍にかかっている。私たち世代は、戦後の民主主義の発展過程中にあったが、大きな大義の為に個人を犠牲にする、個人主義の未成熟な世代である。一方、ヤンググリーン世代は、高度経済成長とその崩壊を横目で見ながら、大義とか普遍性とかよりは、何事も個人から出発する、個人主義の過剰な世代であろう。この世代間の格闘がもたらす緊張感が、虹と緑の活性化に役立つことを期待したい。

『虹と緑』運営委員会

と き 1月23日(日)午後

ところ 東京

臨時総会にむけた議論を行います。

『虹と緑』の連絡先が変わりました

8月総会以降『虹と緑』の連絡先になっていた、岡山市議会議員 横田えつこ事務所の移転に伴い、住所・電話・FAX番号が変わりました。ご注意ください。また『虹と緑』専用の電話を設置しましたのでこちらも合わせてお知らせします。

【新住所】

〒700-0971 岡山市野田5丁目8-11

かつらぎ野田ビル2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

= Contents =

埼玉県久喜市議会がイラク派遣中止意見書 すぐに役立つ基礎知識	2
...行政答弁の難解さを打ち破れ	3
バーチャル視察?! 兵庫県高砂市	4
みどりの会議呼びかけ九州懇談会の報告	6
緑の政治・最新情報・特別版 ...特集・WTOと「民営化」問題	7

原稿募集

各地の報告・取り組みなどお知らせください。
400字程度でお願いします。寄稿・投稿も歓迎!

「自衛隊のイラク派遣中止」を求める意見書を全会一致で可決

久喜市議会議員 猪股 和雄

12月4日、久喜市議会（埼玉県）は本会議で、「戦闘の続くイラクへの自衛隊派遣の中止と国連中心の平和的な復興支援を求める意見書」を全会一致で可決しました。提案者は、猪股（大地・2名）賛成者には全会派の代表が名を連ねました。

久喜市議会は、自民党系の最大会派と公明党で過半数を超えていますから、ある意味では“否決覚悟”の提案でした。しかし各会派を説得に回る中で、自民系会派も『アメリカの言うなりの派遣は賛成できない』という姿勢を示し、ただし本文に「現時点での」と「性急な」の文言の挿入を求めてきました。ところがこれに対し、今度は共産党が『「性急な」を入れると、性急でなければ認めることになる』と言い出し、一時は共産党会派が反対に回るかという状況に…。私たちは『自衛隊のイラク派遣中止』の一点でまとまることが重要と考えて、懸命に説得調整に回り、最終的にお互いの妥協が成立し、全会派の賛成を得ることができました。

この間、無党派市民や共産党、新社会党などで共同行動を積み重ねてきた「有事立法に反対す

る久喜市民の会」の人々も意見の調整に動いてくれました。

また、政府が「派遣基本計画」の閣議決定を急いでいた情勢の中で、意見書を1日も早く政府に送付しようという点でも、各会派が一致。最終日を待たず、議案質疑が行われた4日に、予定を早めて上程、審議、採決することができました。

賛成討論に立ったのは自民系会派の団長で、「今、自衛隊を派遣することは復興支援ではなくアメリカの戦争支援になる。アメリカの責任において、この戦争の大義と正義を世界に証明すべきである。性急な派遣は独立国として言語道断」と述べたのが印象的。まさに、国民の常識、市民の常識がどこにあるのかを、会派の枠を越えて一人一人の議員が判断した結果の全会一致でした。

しかし、事態は急を告げています。全国の自治体から、一刻も早く、少しでも多く、「自衛隊のイラク派兵反対」の意見書が政府に送られていって、国民の声で、派兵中止に追い込みたいと思います。

戦闘の続くイラクへの自衛隊派遣の中止と国連中心の平和的な復興支援を求める意見書

政府は「イラク復興支援特別措置法」に基づき、年内にも自衛隊をイラクに派遣しようとしています。

米軍などによる占領状態が続くイラクは、今なお全土が戦争状態におかれています。ブッシュ大統領による5月の「戦闘終結宣言」以降も、イラク国内の武装勢力と米軍などとの間の戦闘行為が続いており、5月以降の武力攻撃は約1,200件、開戦後の米軍などの死者は200人を超え、一方、イラク人の犠牲は、罪のない民間人を含めて1万数千人にのぼると言われています。

このように事態のいっそうの混乱が深まる中で、日本政府は“イラクへの人道復興支援”として自衛隊を派遣しようとしていますが、現時点でのアメリカと米軍の要請による自衛隊派遣は、事実上の米軍への後方支援・兵站活動に他なりません。

今や、「イラクを戦闘地域と非戦闘地域に分ける」ことは不可能であり、自衛隊による米軍への後方支援活動自体が、イラクの武装勢力による攻撃対象となりかねません。自衛隊への襲撃で自衛隊員が殺されることも、またそれへの反撃・戦闘行為により、自衛隊がイ

ラク人を殺すこともあってはなりません。

よって政府は、イラク派遣基本計画を国会において慎重に審議し、性急な自衛隊のイラク派遣を中止し、国連を中心とした平和的なイラク復興支援体制を1日も早く確立するために努力するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

平成15年12月4日

内閣総理大臣・総務大臣・
外務大臣・防衛庁長官あて



すぐに役立つ基礎知識

【行政答弁の難解さを打ち破れ！】

井奥 雅樹（高砂市議）

9・10月号で一般質問の方法について書きましたが、その続編として質問に対する行政答弁とそれの打ち破り方について書きます。ぜひみなさん、いい実践経験があったら教えてください。

難解な行政答弁を読み解くポイント

行政答弁は非常に難解です。

まず、市民が普通に聞いてまったく理解できない内容構成になっています。しかし、それを突破しないと「やりとり」が中心となる二つの型では成果をあげることができません。それを読み解くポイントを2つあげます。

一つ目は、質問者の質問内容の繰り返しが入っているということです。

国の行政答弁マニュアルには「相手の質問を繰り返し、長く答弁しているように見せる」というものがあるというウワサがあります。真偽はともかく、事実官僚たちは忠実にそれを実施しています。さらに、そこに制度解説が入ります。

「 議員の質問は ということであろうと思いますが、 という制度はそもそも・・・」という答弁でしょうか。これを読み解くポイントは「無視する」です。まあ言えば、時候のあいさつをしているようなものですから、頭に入れる必要はありません。

二つ目は、難解な行政独特の用語です。「承る」「とらまえる」など独特の文語体。「理解します」「検討します」という何かやりそいで、中身の無い言葉。「 等」という言い方で逃げ場を作り、指摘されたら「『等』という部分に入っています」と言い訳をする。

行政の答弁は迷路のような構造になっています。これを読み解くには、一度頭の中で市民の言葉に直してやることです。そのためにメモをとることをぜひおすすめします。あるいは、質問回数があれば、平易な言葉で聞きなおして確認する方法もあります。

「 を承り、検討すると言うのは、要は『しない』ということですね。」というような「翻訳」で迫ると物事の本質が見えてきます。

行政答弁をどう切り返すか

～相手の立場に立とう～

さて、難解な行政答弁ですが、要は「慣れ」の問題です。まず、おすすめしたいのは、相手の立場に立ち、答弁を分析することです。あなたが実際に質問を受けたとして、どう答えるか考えてみてください。できれば難解な行政用語で答弁を考えてみてください。そこでは「はっきりした言葉を使わない」ことを意識してみてください。

大体、行政の答弁に近くなると思います。行政側でしっかりしたところ(中央政府など)はこうした形で「想定問答集」というのを作成しています。そこで、「こう聞かれれば、こう答える」というシミュレーションをしています。その立場に立ってみれば、答弁者の意図が見えてきます。他にも、一度自分の質疑に対する答弁をテープ起こしをする、他の議員が質問している時に「自分ならどう答えるか」を考えてみるなどの方法があります。

慣れてくれば、行政の言葉の虚飾をばぎ、中身に肉薄することができます。

みなさんの健闘をお祈りします。

兵庫県高砂市

事故続き、維持コスト増、ダイオキシン発生熱分解ガス化溶融炉

ダイオキシン対策と灰溶融炉

ダイオキシンは1960年代に米国がベトナム戦争で枯れ葉剤を散布し、その副産物として発生したことで有名です。ダイオキシンががんや催奇性をもたらすことは世界的に知られるところとなり、対策が必要となりました。体の中の脂肪に溶け込み、女性の母乳から外に出て乳児に影響を与えます。その毒性は同位体によって異なりますが、サリンの数倍のものもあります。そのダイオキシンが全国的に問題となり、1999年(平成11年)3月に「ダイオキシン対策推進基本指針」が、1999年(平成11年)7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されました。この法律により、基準にあわない炉は期限までの改修が義務づけられました。また、ゴミ処理施設延命のため、厚生省(当時)通達により、新規着工の焼却施設から必ず灰溶融設備を着けることが指導されました。

私たち高砂市の旧炉からもダイオキシンが検出され、改修の必要が迫られました。そこで、新炉建設の際に熱分解ガス溶融炉導入が検討されました。

バラ色の導入時

熱分解ガス化溶融炉のメリットが語られた

導入時の議論ではバラ色の未来が描かれました。高温で燃焼するため、ダイオキシンが発生しない。灰処理も一体化しておこなえる上、溶融した灰は「スラグ」という固まりとなり、処理が簡単。スラグは砂利などの代わりに路盤剤にも使えムダがない、業者に引き取ってもらえる可能性もある。燃焼施設と溶融施設が一体化した施

設であるので、人件費も節約でき、無駄がないシステムである...これが当時の行政側からの説明でした。

当初から懸念されていた問題

しかし、高砂市議会では超党派でこれに対して疑問が投げかけられました。

私たちの不安は以下のとおりでした。

- 1) 新規技術のため運転が安定せず、「原発なみ」の不安定さでは(ドイツのシーメンスの事故など初期不良事故が心配された)
- 2) 維持コストが高くつくのでは。
- 3) スラグの後処理問題 本当に業者が引き取るのか、路盤材として不安が残っているとの報告もあるが。
- 4) ガス化溶融炉を導入することで、なんでも燃やせるといってごみ減量化に逆行するのは。また、「ごみ量が足りなくなる」という問題を聞いているが、他市からの持込、プラスチック燃焼、RDF利用などにつながるのでは。
- 5) 随意契約でトラブルを起こしていると聞く、どのような入札方法にするのか。

こうした疑問には「廃棄物利用財団の認証がある」「維持コストは増えない、覚え書きやかし担保期間で保証する」「スラグは有効に利用できる基準値をもうける」「減量化はすすめる」「基準の見直しはしない」との返答でした。そして、こうした議論をもって導入が決定されました。

論議が分かれた「各種方式」

熱分解ガス化溶融炉といっても、さまざまな方式があります。

- 1) シャフト炉ガス化方式(新日本製鉄など)
- 2) キルンガス化方式(三井造船など)
- 3) 流動ガス化方式(神戸製鋼所など)
- 4) サーモセレクト方式(川崎製鉄)

それぞれ対応するメーカーがあり、どの方式を選ぶかが議会でも議論となりました。

最終的に「方式は決めない」「廃棄物研究財団の出す技術評価書を判断とする」ということで一般競争入札となり、予定価格の1/3であったバブcock日立(流動ガス化方式)が落札しました。

度重なる事故と維持コスト増とダイオキシン

こうして鳴り物入りで導入した施設でしたが、昨年2003年4月から本格運転したばかりにもかかわらず、昨年末までに9度の事故を起こしました。

9度の大事故以外にも日々の運転停止が頻繁に起こっています。そして、当初懸念されていた維持コストも「覚え書き」以上の増額数字(年間1億7000万円)が出てきました。負担の割合について、現在バブcock日立と交渉中です。そして、昨年(2003年)12月には「作業場におけるダイオキシン基準値の超過(立ち入り禁止区域の設定)」が発表されました。まさしくふんだりけったりなのです。

バブcock日立は「ゴミ質が安定しないから」「50cm以上のゴミが運び込まれている」と主張しています。しかし、いろいろなゴミが運び込まれるのが当然の施設に対して奇妙な主張です。

設計ミスの疑いが

私たちは次のような疑念をもっています。すなわち、ゴミを前処理する部分でうまく処理できていない。そのため、運転が安定せず、事故が起きる。また、日々の運転停止も含め、低温燃焼の状態が続くのでダイオキシンが発生。また、停止時から高温に持っていきこうとして灯油などの維持経費が多く必要...

一言で言えば、すべて設計ミスではないかと

いう疑念です。

導入時の議論の反省

過大な規模の見直し、最新技術への疑問が不足

今振り返って、もう少し突っ込みが足りなかったと反省している点が二つあります。

一つは、規模が過大となったこと。いわゆる公共事業(道路、ダム)と違い、どうしてもチェックが甘くなってしまいました。昨年2003年は70%強の稼働にとどまり、さらにゴミを集め、プラスチックを燃やす方向で市職や助役が発言。「ゴミを安定的に燃やすためにゴミを集める」という逆転現象が起きてしまいました。冷静に振り返れば、規模が過大な施設であり、人口動向・市民の減量化努力などの要素をもっと突っ込んで議論すべきでした。

二つ目として、熱分解ガス化熔融炉という新技術ではなく、「確実に計算できる現在の技術を延長すべき」との議論が必要だったことです。

結局コスト的には人件費を入れても、新技術導入でメリットはありません。それどころか事故などで大変な見えないコストがかかっています。「実験炉」的要素の強い熱分解ガス化熔融炉という技術を疑う、「新技術ではなく練れた技術を」という主張が必要だったと思われます。

百条委員会設置へ

先に書いた事態をうけ、高砂市議会では「百条調査委員会」を設置して調査を行うこととなりました。ぜひこの機会を利用し、専門家などと議論をかわし、みなさんにも情報を伝えたいと思います。

審議の途中で、出雲市でも同種の事故が起きゴミが滞留していることがわかりました。そんな各地の事例をぜひお寄せください。それらの経験交流も加え、ぜひ論点整理を試み、「すぐに役立つ基礎知識 熱分解ガス化熔融炉編」としてまとめたいと思います。

(兵庫県高砂市議 井奥まさき)

12月23日みどりの会議呼びかけ九州懇談会の報告

「虹と緑」九州・沖縄ブロック 神田 公司

12月23日（火）午後1時より約30名が参加して九州地区の懇談会が熊本市国際交流会館で開催された。

みどりの会議からは、事務局長・丸山弘志さんと次長・田中信一郎さんが参加し、2004年7月に行われる参議院選挙に対して、みどりの会議は全国比例区で戦いたいと提案した。

なぜ全国比例区かについては、日本の「緑」の勢力を結集し、政党要件である2%を突破し、日本での「緑の党」づくりの基盤（継続的足がかり）を作りたいとした。

そのために、理念、重点政策、問題解決型QアンドA、選挙に臨む姿勢、選挙に向けた手順をそろえ、さらに地域での訴えを作りたいとした。

また、全国的の情勢では、徳島の住民グループが選挙への候補者擁立を確認したことや、神奈川・千葉・北海道ネット、虹と緑と

の議論の現状が報告された。

九州各地から参加した人たちからは、「何故、中村敦夫さんは東京選挙区から出ないのか」「時間がない。みどりの会議という名前を広めるためにも直ぐ体制を作るべき」と具体的な意見がだされ、福岡と鹿児島からは「若者を中心とした候補者を出したい」との意見も出された。

議論の結果、「みどりの選挙」九州連絡会（仮称）を作ることを確認し、その場で各県に世話人を置くことが決まった。

今回は、1月17日（土）午後1時より、熊本市国際交流会館で「みどりの選挙」九州連絡会（仮称）の会議を開催する。

なお、「みどりの選挙」九州連絡会（仮称）事務局は、くまもと市民センターの神田が引き受ける。

「虹と緑」入会案内

虹と緑は地方から政治を変えようという地方自治体の議員、首長と市民のネットワークです。「虹」は多様性と個性を尊重した連帯と協働を表し、「緑」は自然環境と共存する社会への転換を表現しています。二期目がスタートしました。多くの皆さんの参加を呼びかけます。

(1)入会申込書 入会申込書にご記入の上、岡山事務局までお送り下さい。 FAX 086-244-7724

(2)会費について

「虹と緑」の会計年度は8月から翌年7月までとなっています。郵便振替用紙をお使い下さい。

初年度 初年度は入会月から7月までの会費をお支払い下さい。

会費

市民 会員 月額 = 1,000 円 1年一括払いの場合 = 11,000 円 (1,000 円割引)

学生 会員 1年一括払いのみ 3,000 円

機関誌会員 年額 5,000 円 首長 会員 年額 10,000 円

議員 会員 報酬月額（税込）の1%を基準に累進的に計算します

(1年一括払いの場合 2,000 円割引)

50万円まで = 1%

50 ~ 60万円未満 = 1.1%

60 ~ 70万円未満 = 1.2%

70 ~ 80万円未満 = 1.3%

80 ~ 90万円未満 = 1.4%

90万円以上 = 1.5%

特集

WTOと「民営化」問題

- 「新自由主義」経済政策に対する世界の「緑の政党」の立場 -

今本 秀爾(虹と緑・政策アドバイザー)

0. はじめに

昨今、全国の自治体行政の津々浦々で「行政サービスの民営化」の嵐が吹き荒れている。国政レベルでも、すでに実現した電話通信事業、国営鉄道事業の民営化を皮切りに、「郵政3事業」の民営化議論が盛んである。しかしこれらは何も最近のわが国に特有の現象でも問題でもない。その背景には、80年代以降の欧米における「小さい政府」「市場主義経済の発展」を掲げる「新自由主義」ないしは「新保守主義」(いわゆるネオコン)の基本姿勢に則った公共政策路線があり、いわば「行政サービスの民営化」は、それらがレーガンやサッチャー政権を筆頭に、世界的に次々と導入されていったことに端を発する、「経済的グローバリゼーション」の一環といえる。

「新自由主義」の公共政策は、社会保障費や雇用・賃金を削減し、労働分配率を押し下げること、企業収益を増大させること、民営化での不生産的部門の整理による生産の効率化を図ることが中心となっている。

90年代のメジャー政権前後から、イギリスで本格的に導入されたNPM(新公共経営論)=PFIやエージェント(独立行政法人)などのアウトソーシング政策の導入は、まさにこの方針にもとづいている。

そして「新自由主義」は、現在の世界経済市場における主潮流となり、各国の経済政策を席卷している。ウルグアイ・ラウンド以降のWTO、世銀やIMFといった国際機関が次

々打ち出してきた各種の政策や協定、ルール化は、すべてこの基本姿勢に沿ったものである。

1. GATSによる「サービス自由化」促進政策

その典型の1つが、WTO(世界貿易機関)の設立を提唱した「マラケシュ協定」における多国間協定である「サービス貿易一般協定(GATS)」の存在である。

このGATSとは、かつてのGATTの流れを受け、政府の権限行使として提供されるサービス(国営独占の場合の電力、水道事業等)以外のすべての「商業ベースでなく、競合関係にない行政サービス」、具体的には実務、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康・社会事業、観光、娯楽、運送、その他の計12分野におけるあらゆるサービスに適用される国際共通の「貿易自由化ルール」である。

WTOルールは基本的に、例外なき世界共通の規制緩和、関税の撤廃、市場経済貿易と自由化の促進を推し進める原則である。そしてGATSの自由化交渉は、労働移転や移住などに伴う人の移動、金融サービス、電気通信(テレコム)事業、航空運送・海運サービスと、95年以降、それぞれのラウンドで分野別の個別交渉が立て続けに進められてきた。

自由化は基本的に多国籍企業の内外での貿易および営利活動の自由を保証し、それに関わる障害を除去しようとするグローバルな経済政策である。したがって、企業活動が実施される地域の環境保護や先住民の権利、食糧の安全性や地場産業、コミュニティの維持と

いった側面は二の次に回される。

そしてこのままゆけば、病院などの医療機関の経営、学校機関における義務教育課程、さらには電気・ガス・水道事業などのインフラ事業についても自由化が推し進められ、民間事業者の参入と商業ベースでの競合体制を各国が許容することを強いられるといった流れが予想される。そして昨年京都で開催された「世界水フォーラム」や、ヨハネスブルグで開催された「地球サミット(リオ10)」で討論のテーマとなったように、すでにアフリカ諸国では、政府や自治体による水道事業の民営化により、商業ベースで有料高額の配水システムが敷かれ、生活に必需である飲料水にアクセスできない人々が急増しつづけている。

2. SAPsによる「民営化」促進政策

第2の典型は、1980年代債務危機に陥ったラテンアメリカ諸国に対して、IMF(国際通貨基金)が短期の救済融資を行った引き換えに債務国に課した「構造調整プログラム」(SAPs)の履行義務である。

このプログラムの特徴は、政府が財政から債務を返済するために、公務員の人員削減もしくは賃下げに始まり、各種補助金の廃止、教育、保健、福祉など民生予算の削減、付加価値税などの増税といった緊縮財政政策を迫った。その結果、政府の公共サービスが低下し、物価が上昇し、そのツケが貧困層へのしわ寄せとなった。またこのプログラムにより各種の規制緩和、金融・投資・貿易の自由化、国営企業とサービス部門の民営化が押しつけられ、多国籍企業をはじめとする外国資本による企業買収が加速化した。さらに主要先進国通貨に対する現地の為替レートが大幅に切り下げられ、これが多額の債務返済をさらに困難にさせることとなった。

これに準じて、世銀(IBRD)がアフリカ諸国に対し、債務国に「構造調整融資」を行い、

その結果、アフリカ諸国は長期的かつ膨大な債務危機に陥ることになった。

3. FTAによる「貿易自由化」促進政策

さらに第3の典型として、EU、NAFTAやFTAAなどのいわゆる「相互非関税地域」を創設するための「FTA(自由貿易協定)の設立と促進」といった世界的傾向が上げられる。日本政府もこれに倣い、シンガポールとの貿易自由化交渉を締結させたほか、ASEAN10カ国で構成されるAFTAやメキシコ、韓国との自由貿易交渉を水面下で進めている。

しかしこれらの貿易自由化は同時に、多国籍企業の投資の自由化、投資保護、企業の損害賠償請求権といった活動保護、利益保護をエスカレートさせることに多大な貢献をなしている。過去にはたとえば、メキシコの大型公共事業プロジェクト(大型ダム開発)に対して、現地の自治体(州)政府が環境保護の観点から中止を求め、工事が凍結していたが、企業がNAFTAに訴えたため、工事続行の許可に加え、メキシコ政府が工事受注企業に多額の損害賠償金を支払う結果となったというケースも報告されているそうである。

4. 以上の日本社会に対する影響

以上のようなWTOルールやFTAによる悪影響は、今やLDC(後発開発国)に特有の問題ではなくなっていると言うべきである。民営化の結果、公共サービスが営利ベースとなり、補助金がカットされ、すべての基本サービスが独立採算制のもとに打ち立てられると、先進国においても貧困層が受けられるサービスへのカットが加速化し、構造的失業者やホームレスが急増し、消費者物価と家計におけるエンゲル係数が上昇するとともに、犯罪が激化し、治安がさらに悪化する恐れすら

ある。

さらに安い輸入木材の大量輸入の結果、廃業寸前に追い込まれているわが国の林業を筆頭に、貿易自由化の波は、日本の第一次産業に大きな打撃を与え続けていることが象徴的である。それどころか、森林の間伐や手入れが進まず、手つかずのまま放置される結果、かえって土壌の弱体化が進み、土砂崩れや洪水、堤防決壊などの2次、3次災害を発生させているといった悪循環も、全国至るところの森林で現に起きている事実である。

また農薬づけの作物や遺伝子組み換え食物の大量輸入など、貿易自由化の促進により、食の安全がないがしろにされるだけではなく、たとえば中国の人民元が切り上げられれば日本の輸入食料品が高額になり、日本の消費者物価が高騰するという予測が現実のものとなっているように、私たちの基本的な消費生活が国際貿易の動向に今まで以上に大きく揺さぶられることになる。

今後継続される個別的・包括的貿易交渉と連動して、通信事業や病院経営、福祉・介護施設の民営化をはじめ、日本にもこうした国際的な自由化の流れが次々と押し寄せている。したがって自治体行政関係者も新たな国際ラウンドやGATSの交渉の動きは注視していく必要がある。

5. WTOに対するグローバル・グリーンズの立場

ならば、こうした「新自由主義」政策導入という世界的傾向に対して、緑の党をはじめとする世界の緑の政治勢力は、いったいどのような対抗策を提唱しているのだろうか。

たとえば2001年にオーストラリアのキャンベラで発効した、グローバル・グリーンズ憲章(世界緑の憲章)には、次のような条項が明記された(以下、「政治的行動」第5章より引用)。

緑の人々(ザ・グリーンズ)は、

5.1 水などの生活必需品は、公的運営や管理により維持されねばならないこと。また、文化、基本食糧の入手、公衆衛生、教育、および自由なメディアは、国際市場協定に従属すべき「商品」ではないことを確認する。

5.2 国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、地球環境ファシリティー(GEF)を統一機関に統合し、世界環境機構を創設し、そこで地球規模での持続可能な発展を促進させるために、資金調達や制裁力を行使できるよう支援する。WTOはこの統合組織の決定に服さねばならない。

5.3 世界銀行とIMFが改革され、双方の会員資格や意思決定が民主化され、その諸活動が持続可能性の諸原則および人権や労働権、さらには環境保護に関するあらゆる国際間協定に従わない限り、世界銀行とIMFの廃止を支持する。

5.4 WTOが、透明で民主的な手続きと被害を受けているコミュニティの代表者の参加によって支援され、持続可能性をその中心的な目標に据えるべく改革がなされない限り、WTOの廃止を支持する。さらにWTOの排他的競争により生じた紛争解決メカニズムを除去するため、権力の分割がなされねばならない。何らかの新しい方針が採択される前に、これまでの交渉ラウンドに対する持続可能性の影響評価が必要である。

5.5 WTOの規則にもとづく、地域間もしくは半地球規模での新たな貿易および投資協定 - たとえば懸案中のアメリカ自由貿易協定など - の実施を阻止するよう働きかける。ただし国民の福祉および環境維持可能性を保証す

る諸国間の統合プロセスについては、これを支持する。

以上よりグローバル・グリーンズの立場は、WTOは組織的な民主化と透明化、持続可能な政策への方向転換を行わない限り、廃止すべきとの立場である。さらにその代替案として、憲章では以下の条項が盛り込まれている。

5.6 金融および経済諸機構ないしは組織が、あらゆるレベル（地域、地方、国家、国際レベルで）コミュニティを維持する環境維持可能な諸計画を育成・擁護し、ひとつの世界環境を創造する。

5.7 環境および労働条件、健康に関する国際協定が、取引に関するあらゆる国際ルールに優先されるべきことを要求する。

5.8 トービン＝ヘンダーソン税および他の諸手段を実施し、投機的国際金融取引を減少させ、実質経済における投資を援助できるよう働きかける。さらには地球規模の開発における公正さを促進させるための基金を創設するよう働きかける。

5.9 諸企業に対し、自国のもしくはそれらが活動している国々の、環境または労働および社会に関する法律のうち、いかなる場合でもより厳しい法律事項に従うよう、要求していく。

5.10 すべてのグローバルな諸機関、とりわけ国際間取引の原則を規定する重要な役割を担う諸機関が、持続可能な開発の原則をあくまでも支持するよう、さらにはこの目標を完全に実現するため、文化の変容に見合うトレーニング・プログラムを追求するよう働きかける。

5.11 透明化された、社会福祉と同レベルの説明責任を条件とする企業の厚生事業を求めるとともに、環境上および社会上の破壊活動への助成を、すべて廃止させる。

5.12 市民の起業活動の発展を支援し、経済的グローバリゼーションにより生じた社会排除への対抗手段として、コミュニティ・ベースの経済を促進させる。

（以上、今本訳 / 憲章全文は <http://www1.kcn.ne.jp/imashu/Chartergreens.htm> に掲載。

また憲章原文（英文）は、<http://www.global.greens.org.au/Charter2001.pdf> からダウンロード可能）

以上により、貿易の自由化に際しても、持続可能な原則により、地域住民の生存権、環境権、労働権といった基本的人権を保障し、環境影響評価を確立させることが、基本的な世界のグリーンズの主張であると受け止めてよいだろう。

6. WTOに対するヨーロッパ・グリーンズの立場

さらに世界の緑のなかでも国際的課題に対していち早く政策提言を公表している、ヨーロッパ議会の緑の党会派連合（EFA）も、短期的戦略として「WTO改革のための10か条」を発表している。

（以下は今本訳、太字部分も原文どおり。英文原文は <http://www.greens-efa.org> のサイトに掲載）

1 2005年までは、いかなる包括的貿易交渉（ラウンド）も、直接海外投資、競争、政府調達における「透明性」といった分野に対して、新たな多国間貿易交渉を始めるべきではない。

2 現存するすべてのWTO協定は個別に見直しが必要であり、経済的、社会的、環境的影響の徹底評価が必要である。さらにWTOの基本目的として、貧困の削減を含めた、真の持続可能な発展を位置づけるための規定および再構成が必要である。

3 公共政策分野については、通商貿易協定による攻撃から保護されねばならない。とりわけ、憲法、治安、教育、文化、エネルギー、食と水の安全、社会および公共サービス、公共交通、環境および動物保護といった部門は、非_貿易政策対象を無効にする国際自由貿易ルールに服させてはならない。

4 フェアトレードはフリー・トレード(自由貿易)ではない。WTO加盟国中、事実上の多数を構成している開発途上国および後発開発国(LDP)は、貿易ネットワークにおける合法的立場を与えられねばならない。フェアトレードの考え方は、貿易ルールは先住民の権利を含む、基本的人権および労働者の権利を承認し、尊重すべきことを要求するものである。

5 WTO組織の有意義な民主主義的管理体制が構築されねばならない。私たちは自己決定権および国際的な商業取引について知り、判断する権利を持つべきである。そのためには、現職国会議員による嘘偽りのない法案チェック体制の構築が必要である。あらゆる貿易取引の交渉権は、国会議員もしくは地方議員によって前もって明示されるべきであり、その結果も議会に報告され、交渉権の規定を満たされたかどうか判定される必要がある。たとえば、ポルト・アレグレでの世界社会フォーラムに代表される、市民による社会運動組織および議員の声に、私たちは耳を傾けるべきである。

6 農業における優先対象品目を改めるべきである。農業協定の対象品目の改善は、EU共通の農業政策の改革と連携して実施される必要がある。双方はともに「大量貿易」的アプローチを脱し、「持続的・統合的な地域政策」に向けて再編成されることが必要である。またその際に、地方・地域の食料生産とその分配との統合、および食と水の安全およびその管理が重視されるべきである。

7 人間にとっての必需品は単なる商品として扱われてはならない。微生物を含む生命体の商品化は、すべての国家および国際的政治機関において禁止されねばならない。そして生物多様性、食の安全、地域住民の権利を保護し、遺伝子組み換え商品に対する民間企業のアクセスを抑制し、これを制御する必要がある。以上を実現するため、TRIPs協定条項27-3bの再交渉が必要である。

8 WTOが貿易紛争の是非の判定および判決を下すことを避けるべく、紛争解決メカニズムを、WTOの主催下から、独立機関もしくは国連の管理下へと移管させる必要がある。持続可能な発展の原則を尊重することが、あらゆる紛争解決のための最優先事項とされねばならない。

9 経済および貿易の倫理的傾向を改善すべきである。IMF、世銀および地域の開発銀行は、貧困国が負った債務を、持続可能な発展のための地域投資計画へと転換させることが必要である。

10 モラトリアム(支払猶予)が、将来多国籍間、地域間および二国間の貿易取引に適用されねばならない。あらゆる先進諸国の貿易問題がWTO協定の外部に残存しているか、当該の協定が極めて商業上弱いとみなされる場合、すべての主要先進諸国は、現在一定範囲

の「貿易相手国」(WTO非加盟国を含めた)と貿易交渉を締結するため、破壊的競争に終始しているからである。

TRIPs協定は、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)」の略称で、WTO協定付属書1Cとして規定されているもの。

以上の「10か条」のうち、とりわけ第4条の「フェアトレードはフリー・トレード(自由貿易)ではない」や第7条の「人間にとっての必需品は単なる商品として扱われてはならない」といった指摘は、緑の政策スタンスを語る上で象徴的なものであろう。

EFAは、1994年のWTO設立の際に反対票を投じた。その理由は、以上の条項にも明記されているように、公正、人権および環境に配慮した政策がWTOルールに反映されていなかったためである。

7. まとめ

国際間の経済政策も、国内あるいは一地域における経済政策も、「持続可能性の原則」に則ったヴィジョンにもとづき、環境への配慮・人権(弱者)擁護・公正な分配という課題を最優先させることは、「緑」の政治勢力の基本主張であるとともに、将来のすべての世界の市民の緊急課題であると言っても過言ではないと思われる。その限りで、すべての地域自治体政策のあり方は、世界の標準政策と「密接にリンクしている」のであり、世界の将来の方向性を決める「決定要因」の一端を担っているとも言えるだろう。

以上、時間の都合で、先ごろのカンクンでのWTO農業交渉関連の話は省略したが、むろん国内外の農業政策もまた自由化の大きな一連の流れに沿った重要ファクターであることは言うまでもない。(おわり)

少し長い後記

2003年も残りわずかとなりました。2004年は年明け早々にも自衛隊の海外派兵が行われようとするなど、大きな時代の節目となりそうです。そして夏には参議院選挙があります。衆院選の結果を受けて参院選をどうするのか「虹と緑」では議論を開始しています。

12月21日に全国代表者会議が開かれ、取り組み方の「幅」を含めて検討し、2月7日には臨時総会で方針を決めることが確認されました。これまた「虹と緑」の方向を決める大きな節目になりそうです。是非ともみなさんに集まっていたいだきたいと思います。

「虹と緑」の存在価値の一つは、活発な政治議論にあると思います。各地でそして総会で活発な議論が展開されることが大切です。

これまでの「市民派」の国政選挙は「一発勝負」で消えていきましたが、“持続可能な取り組み”が出来ないものかと考えています。そして政治契約や議論・交渉のやり方、選挙イメージの打ちだし方などを「虹と緑」の中に経験として蓄積していきたいものです。さらに合併に伴う「ミニ統一地方選」も2005年春にはあるはずで、当面は選挙が続きます。その中でより広いネットワークの形成をめざし、私たちの主張(「日本で最初のマニフェスト=オープンテキスト」と全国代での指摘がありました)に、磨きをかけていくことも求められています。

作業の遅れなどでいろいろとご迷惑をおかけしていますが、2004年もよろしく願います。
事務局：光吉